

## 遺言書は誰にでも必要か？

皆さんの中にはご家族の相続手続きで大変な経験をされた方も多いのではないのでしょうか。実際、遺言書さえあればすべてのケースの相続手続きが楽になるのですが、喉元過ぎれば…で残された方たちのために遺言書を作成しようという方はなかなかいらっしゃらないのかもしれません。

しかし、**中には確実に遺言書を作成した方がいい人がいらっしゃる**のも真実です。

また、遺言書相続トラブルのうち、75%以上が相続財産5000万円以下の普通のご家庭で発生しているという事実もあります。遺言書は決して資産家だけに必要なものではないのです。

## 特に遺言書を作成した方がいい人

- ①お子さんがいないご夫婦・おひとりさま
- ②認知症（リスク含む）の相続人がいる
- ③行方がわからない相続人や海外に永住した相続人がいる
- ④特定の誰かに多く上げたい
- ⑤障害のある子どもがいる
- ⑥前の配偶者との間に子どもがいる
- ⑦会社経営者
- ⑧相続トラブルの可能性がある等・・・

### 遺言書のメリット

- ★感謝を伝えられるラブレターにしてラストレター
- ★相続の揉め事を減らし、家族に安心を
- ★遺産分割協議が不要になり、相続手続きが格段に楽になる

### 無料個別相談会（45分）

ひろせゆき行政書士事務所では、無料個別相談会を実施しています。お電話かメールでご予約ください。下記の日程以外にも随時受け付けておりますので、お申し出ください。

4月8日（水）	4月20日（月）	5月15日（金）
11:00～11:45 13:00～13:45	11:00～11:45 13:00～13:45	11:00～11:45 13:00～13:45



ひろせゆき行政書士事務所  
代表 廣瀬由紀

〒169-0075 新宿区高田馬場1-31-16  
ワймビジネスプラザ高田馬場504  
Tel: 03-4400-1182  
(平日10:00～18:00・土曜10:00～15:00)  
Mail: info@hiroseyuki-office.com  
<https://hiroseyuki-office.com/>



＜主な業務内容＞  
遺言書作成サポート・相続・終活サービス  
離婚協議書作成サポート  
外国人の入管手続き  
各種許認可（古物商許可・障害福祉サービス申請等）



ひろせゆき行政書士事務所は、年に4回程度News Letterを発行しています。ご希望の方には、郵送またはメールで送付させていただきます。お電話またはメールでお申込みください。

NewsLetter希望： ①お名前 ②ご住所 ③メールアドレス ④お電話番号  
Tel: 03-4400-1182（平日10:00～18:00・土曜10:00～15:00）  
Mail: info@hiroseyuki-office.com

